

平成28年第4回八雲町議会定例会会議録（第3号）

平成28年12月15日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 4 号 八雲町税条例の一部を改正する条例及び八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 5 号 八雲町浄化槽設置に関する補助金等条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 6 号 八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 7 号 南部桧山衛生処理組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第 16 号 八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 17 号 八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 18 号 平成28年度八雲町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 8 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 日程第 9 文教厚生常任委員会中間報告書
- 日程第 10 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会調査報告書
- 日程第 11 発議第 2 号 過労死防止の抜本対策と労働基準法「改正」に反対する意見書
- 日程第 12 発議第 3 号 子ども医療費無料化を国の制度として創設することを求める意見書
- 日程第 13 発議第 4 号 年金支給額抑制に反対する意見書
- 日程第 14 発議第 5 号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書
- 日程第 15 発議第 6 号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書
- 日程第 16 発議第 7 号 「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書
- 日程第 17 発議第 8 号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書
- 日程第 18 発議第 9 号 ヒートポンプ給湯器の低周波音による健康被害の対策向上に係る意見書
- 日程第 19 発議第 10 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 日程第 20 発議第 11 号 大雨災害に関する意見書

日程第21 発議第12号 JR北海道への経営支援を求める意見書

日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（15名）

1番	佐藤智子君	2番	横田喜世志君
3番	安藤辰行君	5番	三澤公雄君
6番	掛村和男君	7番	田中裕君
8番	赤井睦美君	9番	牧野仁君
10番	大久保建一君	11番	宮本雅晴君
副議長	12番 千葉隆君	13番	岡田修明君
	14番 黒島竹満君	15番	斎藤實君
議長	16番 能登谷正人君		

○欠席議員（1名）

4番 岡島敬君

○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	伊 瀬 司 君
副 町 長	植 杉 俊 克 君	総 務 課 長	城 近 眞 君
企画振興課長 兼行財政改革推進室長	萬 谷 俊 美 君	併選挙管理委員会事務局長	吉 田 邦 夫 君
新幹線推進室長	石 坂 浩 太 郎 君	情報政策室長	鈴 木 敏 秋 君
会計管理者 兼会計課長	川 崎 芳 則 君	総合病院建設企画課長	竹 内 友 身 君
保健福祉課長	三 澤 聡 君	財務課長 兼収納対策室長	農 林 課 長
農林課参事	森 太 郎 君	併農業委員会事務局長	加 藤 貴 久 君
商工観光労政課長	北 川 正 敏 君	水産課長	吉 田 一 久 君
建設課長	佐 藤 隆 雄 君	商工観光労政課参事	藤 牧 直 人 君
公園緑地推進室長	戸 田 淳 君	環境水道課長	馬 着 修 一 君
落部支所長		教育長	田 中 了 治 君
学校教育課長	荻 本 和 男 君	社会教育課長	足 立 直 人 君
体育課長	浅 井 敏 彦 君	兼図書館長	郷 土 資 料 館 長
学校教育課参事	本 庄 伯 幸 君	町史編さん室長	小 栗 由 美 子 君
総合病院事務長	齋 藤 眞 弘 君	学校給食センター所長	監 査 委 員
総合病院医事課長	沢 野 治 君	総合病院管理課長	小 千 田 健 悦 君
八雲消防署長	大 瀨 聡 君	消 防 長	成 田 耕 治 君
八雲消防署消防課長	今 村 幸 一 君	八雲消防署管理課長	桜 井 功 一 君
			高 橋 朗 君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	牧 茂 樹 君	住民サービス課長	井 口 貴 光 君
産業課長	田 村 春 夫 君	熊石教育事務所長	野 口 義 人 君
海洋深層水推進室長		熊石国保病院事務長	桂 川 芳 信 君
熊石消防署長	伊丸岡 徹 君		

○出席事務局職員

事務局長	山 田 耕 三 君	併議会事務局次長	岡 島 広 幸 君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	吉 田 正 樹 君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時01分]

◎ 開議宣告

○議長（能登谷正人君） 本日の出席議員は15名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に三澤公雄君と千葉隆君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（山田耕三君） ご報告いたします。

本日の会議に町長より追加議案が3件提出されております。

また、議員発議によります意見書が11件、文教厚生常任委員会中間報告書、航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会調査報告書、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されてございます。

本日の会議に岡島敬議員欠席する旨の届出がございませう。

以上でございます。

◎ 日程第2 議案第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第2 議案第4号八雲町税条例の一部を改正する条例及び八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） おはようございます。議案第4号八雲町税条例の一部を改正する条例及び八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本件は平成28年3月31日に公布された所得税法等の一部改正により、日本国と中華民国、すなわち台湾との間における租税条約に相当する税制度の調整を実現するために、外国居住者等所得相互免除法が整備され、その規定内容から税条例等の規定を調整する必要が生じた事から、両条例を改正しようとするものであります。

条例改正の趣旨は、個人住民税及び国民健康保険税に関するもので、台湾の法令に基づき、現地に設立された法人、団体から日本国の居住者である台湾の方々在国内において支

払いを受ける一定の利子・配当に対し、個人住民税を3%課するものであり、国民健康保険税においては所得割額の算定及び軽減制度適用の判定に用いる総所得金額にこれを含めるものであります。

それでは、改正条例についてご説明申し上げます。議案書 17 ページをお開き願います。第1条は八雲町税条例の一部を改正する条例の一部改正であり、その附則 20 条の次に第 20 条の 2 を追加し、第 1 項は利子所得に対し 3 % の町民税所得割を課する条項で、第 2 項はその個人町民税を課することにあたり、税条例各条項の読み替え規定であります。19 ページとなります。第 3 項は配当所得に対し、3 % の町民税所得割を課する条項で、第 4 項はその申告書の記載についての特例の規定。第 5 項はその個人町民税を課するにあたり、税条例各条項の読み替え規定であります。20 ページから 24 ページの第 20 条の 3 は、先の条項の追加により現行条例の各条項のずれが生じる事に伴う条文の整理であります。

次に、24 ページ第 2 条は八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正であり、その附則第 11 項の次に新たに 2 項を追加するものであり、先ほど述べましたとおり、国民健康保険税の所得割の額の算定及び軽減制度適用の判定に用いる総所得の金額に、第 12 項として利子所得を加えるための読み替え規定。次の 25 ページ、第 13 項として配当所得を加えるための読み替え規定であります。

26 ページになりますが、この改正条例の附則として、施行期日を平成 29 年 1 月 1 日とし、関係する所得に係る課税を平成 29 年分所得、すなわち平成 30 年度分の課税から適用することを規定しているものであります。

以上、概括的な説明であります。議案第 4 号八雲町税条例の一部を改正する条例及び八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決する事に決定いたしました。

◎ 日程第 3 議案第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第5号八雲町浄化槽設置に関する補助金等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） 議案第5号八雲町浄化槽設置に関する補助金等条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書27ページになります。この度の改正は、浄化槽設置に係る補助金の対象工事に住宅及び事務所以外の建物についても対象として加えるため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。第2条の定義では、住宅、専用住宅、共同住宅及び店舗または事務所併用住宅の表示を削除し、第3条の対象工事においても住宅または事務所の文言を削除し、浄化槽を設置する建物・工事全般を対象とするものであります。第4条1項では(4)として浄化槽設置工事に対して他の補助金を受けていないものという文言を追加し、浄化槽への補助金の重複がないようにするものです。2項で補助金及び融資の斡旋の対象を対象者と規定し、所有する家屋の文言を削除するものです。

28ページになります。第4条、2項(2)及び(3)において、住宅または事務所の表示を建物の文言に変更。第8条では家屋という表示を建物の文言に変更するものであります。また、別表第1の中、括弧の但し書き以下については文言を整理し表記するもので、この部分での内容的な変更はございません。

なお、附則として平成29年4月1日から施行するものといたします。

以上、簡単ではありますが、議案第5号八雲町浄化槽設置に関する補助金等条例の一部を改正する条例の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決する事に決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第6号八雲町町営住宅条例の一部を改正する条

例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議案第6号八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例について提案説明いたします。

概要説明書2ページの上段の6をご覧ください。本条例は、この度八雲町に町営住宅を新たに2棟建設し、完成した事により既設条例の一部を改正するものでございます。

議案書30ページをご覧くださいと思います。条例別表第1、これは第3条関係でございますけれども、現行の欄の平成19年度に建設されました出雲町A団地の次に、改正後の欄の太枠で囲まれた部分を追加するものでございます。追加する事項は、団地名出雲町A団地。建設年度、平成28年度。位置、出雲町60番地6。構造及び棟数、木造平屋建2棟10戸。一戸当たりの延べ面積、1LDK46.74、2LDK66.61。備考欄に1LDK4戸、2LDK6戸。平成28年度完成でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第6号についての提案説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 今、建設課長の方で完成という表現をしているんですけどね。昨日の総務の委員会で、まあこれ報告ですから、施工ミスがあったと。で、明日ですか、何か委員会があつてどうのこうのっていう報告をされたんですけどもね。

じゃあ、完成でないんでないでしょうか、そういう自体が起こったならば。いや、全く寝耳に水と言うんですか、有り得ない事が起きて、明日何らかの委員会をやって、そこでどうのこうのという事なんですけれどもね。そうすると、まだ事業の途中でないんでないでしょうか。建物は完成しましたよ。だけれどもそこにおいて、そういう自体が緊急に事象が出てきたら、ここで完成という言葉は、私は馴染まないと思うんですけども。いかがでしょうか。

私の感覚がずれているのかどうか。ちょっとその辺の考え方をお聞かせ願いたいんですけども。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 昨日の総務経済常任委員会におきまして、建設課から報告した件でございますけれども。常任委員会の委員の方には報告をしておりますが、この際この場で経過等について改めて報告したいと思います。

この度完成いたしましたA棟、B棟、2棟10戸のうち、A棟建築主体工事におきまして、

設計基準高を誤って 20 センチほど低く施工してしまいました。この工事につきましては、6月29日入札し、高橋・吉野特定建設工事共同企業体が落札し、7月7日から着工し、多少遅れはあったものの、ほぼ予定の工程通り進捗しておりました。進捗率がほぼ9割となった11月4日の夜でございますけれども、請負業者の現場代理人の方から工事の監理業務をしている事務所に対し、住宅の設計基準高を誤って施工した旨の連絡があり、翌週11月7日には共同企業体の構成員の主任技師の方から、同じ内容で建設課建築係の監督に連絡がありました。その後、町、請負業者、それから工事監理事務所によりまして現地の確認を行い、住宅については報告通り20センチほど低くなっている事、住宅以外の自転車置き場やゴミ箱のステーションがあるんですけども、その高さについては設計どおりの基準高であったことを確認しております。

その後の対策としまして、特に住宅の基準高が低くなったことによります雨水排水の機能などにつきましては問題がなく、それ以降の外構工事の高さ等の確認を行った結果、大きな支障も無く、また住宅の本体そのものの施工内容や出来形等には問題がなかったことから、引き続き工事を継続する事と判断いたしました。

ただ今、田中議員の方から最も基本な事であります基準高が間違っていた事で完成ではないんじゃないかというご指摘がございましたが、ただいま申し上げた経過から含めまして、確かに最も基本となる基準高は間違っておりましたけれども、他に大きな影響がないというふうに判断をいたしまして、工事の継続を指示しまして、結果的にはこれが完成し、検定して引渡しを行ったものでございます。

誤って施工した原因等につきましては、施工前や施工中など、それぞれの段階におきまして町の監督、請負業者の現場代理人、それから工事監理事務所によりまして検査を行ってございましたけれども、請負業者の複数によるいわゆるダブルチェックをしていなかったことや、品質管理体制の不備は勿論でありますけれども、工事監理事務所や町の指導、監督業務の際のチェックの甘さもあったことは否めないことでございます。

この度の事案に対しまして、心からお詫びを申し上げますと共に、今後二度とこのような事態にならないように業者への指導、それからチェック体制の強化、監督業務としての町の再発防止策や確認方法も検討してまいりますので、どうぞご理解をお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 私は業社名は言わないようにして質問をしているんですけどもね。

町としては完成として認識したから、このような条例を出してきたんだ。それは分かるんですけども。ただ、2センチとかそれくらいだったら私は許容範囲だと思うんです。設計に基づいて設計屋さんが入ってきて、当然我々の八雲町の担当者も入って行って、細部に渡って綿密に打合せして、そして発注して施工して完成という順序だと思うんですけどもね。ただ、20センチもということになると私議員として見逃すわけに行かない

んですよね。20センチですよ。2センチだったら私は言わないの、20センチも違ったらです、建物本体自体が狂ってきているんでないですか。私はそういう認識をするんですけれどもね。

で、大きな問題が、雨水排水も大きな問題がないと。まあ専門用語で言えば問題ないだろうけれども、我々素人にしてみれば20センチの高低差があったら雨水排水とか溜まりますよ、そこに。それで20センチも設計の数字がそこで発生したならば、私は行政としてはなんらかの厳しく手当てをしないと、これからずっとこのような問題が発生すると思うんですよね。こんなものでいいんでしょうか。明日入札問題副町長をヘッドにしてあるんだらうけれども。これ、明日はどういうふうな結論で行政側はいこうとしているんですか。ちょっとその辺の、まあ、会議はやっていないから結論は言えないだらうけれども、ある程度の指針というのは既に織り込み済みだと思うんですけれども。いかがでしょうか。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） ただ今の田中議員、確かに20センチという大きなミスをしたということですが、現場につきましては、イメージとしては住宅の建物そのものが一棟分20センチ低く、要はGLといいますが、地上高から20センチ住宅の基礎が低く施工されたということになります。先ほど私、雨水排水と申し上げましたのは、雨水排水関係は元々設計どおりの高さによりまして、降った雨の処理につきましては確かに20センチ下がった事によって多少の影響はあったかと思えますけれども、まわりに降った雨を側溝に流すとか、そういった部分での支障は現場的にはなかったものというふうに伺っております。

確かに、最も基本である基準高を20センチも間違ったということにつきましては大変なことですが、建物の内容につきましては機能も含めてですけれども、高さ以外の出来形等につきましては、問題がなく完成をして検定をしておるということですが、

明日、入札委員会で今回の事案に対しまして業者に対する今後の措置といいますが、内容を検討することになっておりますが、その中で今後の業者に対する措置等につきまして議論をされることになっております。そういったことをご理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 今の課長の答弁で納得しようとしているんですけれどもね。ただ、我々行政側は担当者を入れて、設計屋さんを入れて、二重三重のチェックをして、そして発注しているわけだよね。で、今課長の答弁では20センチ、20センチったら目測でこのくらいですよ。広い。じゃあもっと狭めましょう。だけれどもさ、我々議会として20センチも違いました。発注して施工して完成しました。ああそうですか、異議ないですよというわけにはいかないんですよね。これ今度町民の方々に情報が出てきますよ。そうすると

町民の方々は、当然議会にも厳しい目を向けるだろうし。でね、その20センチは許容範囲で行政としては許容範囲だから、じゃあ、その許容範囲っていうのは発注する段階で何十センチまで許容範囲としてあなた方認めているんですか。そういう許容範囲という範疇でいったら、おかしい建物が出来るのではないのでしょうか。基礎がどうのこうのっていう以前の問題ですよ。私はそういう認識をするんで。まあ建設行政の知識は、私まったくないんですけどもね。果たしてそういう問題でいいんでしょうかね。これ末代までこのような事態が起きた、行政でこのような対応をしました。末代までこれ語り継がれていく事案ですよこれ。一業者のペナルティとか、設計屋のペナルティとか、責任者の責任問題とかなんだとかっていう問題でなくなってくるの、ここで我々が認めてしまえば。やはりね行政はもっともっと厳しく、二重三重のチェックが入っていて、総事業費も2億いくらでしょう。町民のお金を使ってやっているんだもの。私はね、はいミスしました、昨日の消防のあれではないですけども、人間にはミスはつきものです。これも私昨日、牧野さんから言われたんですけどもね、ミスなんだって。それはミスとして私も認めます。だけれども、あってはならないミス、やってはならないミス。それくらいはね、行政で厳しくもってもらわないと。分かるんです、ミスすれば謝罪するっていうことは。私も同じ人間ですから。血の通っている人間ですから認めてやりたいんです。だけれども、今回の事案、案件についてはああそうですかって、議会で右から左というわけにいかない事案だと思うんですよ。ちょっと演説調になってしまったんですけども。じゃあ、最後にちょっと考え方をお聞かせ願いたいんですけども。20センチも狂っていたと建物が。そうすると行政では何メートルを許容範囲としているんですか。そこまで話が踏み込んでいかざるを得なくなるんですよ。私の言っていること間違っているのでしょうか。そうすると最初の基本設計とか実施設計とか、そんなのあってないものに等しいでしょう。全くのさらに発注しているということに繋がっていくと思うんです。まあこれ以上あれしても、明日の委員会を注視してみたいと思うんですけども。同じ町内の出来事ですから、我々も認めてということあまり使いたくないんですけども、同じあれですから、これ以上大げさにしたくないんですけども。ただ、今回の事案については大げさにしないと駄目ですよこれは。これ完成でないんでしょう。そうしたら今の時期に条例の提案というのは、私は不謹慎なやり方だと思うんです。私の言っていること間違っているのでしょうか。まあ、素人の議員がこんな事を聞いても、もう終わりますけれども。その2点について、ちょっと行政の考え方を。

確認します。20センチは行政で認めました。じゃあ許容範囲は何メートルを認めているんですかということと、そしてこの条例に対する提案の仕方。これについての見解をお伺いして終わりたいと思います。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 田中議員のご指摘、全くもってそのとおりでと思います。決して今回の20センチの高さの差違につきましても、本来であればあってはならないという

ふうに我々も感じております。勿論、町の責任も深く感じております。

それで、今ご指摘のあった管理基準値のことでございますけれども、我々一般的に例えば今回の事案でありますと、基礎のコンクリートの幅が何十センチだとか、それが1センチ、2センチ違うという部分につきましては管理基準値というのがあるんですけれども。この基準高につきましては、本来間違えようがないと言いますか、間違ってはならないということで、間違はずがないということで、基準高については基本的にはそれから何センチ下がったら合格しないというような基準はございません。本来間違えようのない基準高でありますけれども、間違ってしまったということに対しましては、何度も申し上げますが、業者だけでなく、監理事務所、それから町の責任につきましても深く反省しているところであります。

2点目の条例提案の仕方ということでございますけれども、本来であれば完成ではないんでないかというご指摘でございますけれども。重大な事案ではございますが、先ほども説明いたしましたが、建物の内容につきましては基準値以外は出来高、そして施設の施工内容につきましても合格して完成ということで町で判断して、この度の条例提案をしてしまったということでございます。是非、今後も含めまして、これらの対応につきまして内部で協議して、同じ事態にならないように留意してまいりたいと思います。どうぞご理解のほどよろしく願いいたします。

○6番（掛村和男君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 掛村君。

○6番（掛村和男君） これ作ってしまっているんでしょ先に議案書。作ってしまってその後現場で違うということが分かったんでしょ。それと、もう1つ答弁の中で基準がないというのは、そんなあやふやな答弁だと、まあ悪質な業者はいないと思うけれども、悪用される可能性があるんじゃないですか。これだけ業者、管理がいい加減だということですよ。ちゃんと施工も最終的な確認もちゃんとしていないからこういうことが起きた、起きています。だから、その基準がないとか、田中さんは認めるにしたらどこまでの基準を認めるんだということを多分言ったと思うんです。それはそういうものはないんだということは非常に矛盾があるんじゃないですか。それもあわせてちょっと答弁いただけます。私はちょっと納得がいきませんので。いや、今後にもやっぱりいろいろ影響あると思うんですよ、こういう工事が発覚すると。どうなんでしょう。町長しゃべりたいの。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今、田中議員または掛村議員からですね、この公営住宅の高さ。我々業界ではG Lの高さを20センチ、一番最初に基準を決める高さが間違っただけで。私もこの建設関係には少し詳しいものですから、聞きまして現地にすぐ行かせていただきました。皆さんご存じのとおりですね、今公営住宅が建っているところは、斜めな傾斜がありまして、私も現場に何度か行きましたけれども、建っている時点ではあまり気付かなかったということで。本当にその当初、最初に決めるのがこのG Lのラインでありま

すので、最後の外構をするときに現場の方で気づいたということで。本当に我々の監督が不行き届きだったということを議員の皆さん、また町の皆さんに大変お詫びをするところでもありますけれども。聞きまして私も向かってですね、私なりに調査いたしましたけれども、大きく、先ほど建設課長から話したとおりですね、大きく建物に支障があるという状態ではありませんので、町としては現状のままで完成ということで受け取ったということでもありますので。この条例についてはそれを基に、今回条例の提案をさせていただきました。ただし、これから指名委員会の中でこの業者等々、またどんな状態でこれからの対応を含めて、しっかりと我々も対応してまいりたいと思っておりますので、議員の皆さんもどうかご理解をお願いいたします。

大変申し訳ありません。

(「理解しようとしてるんだけど、答弁がねえ」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 掛村さん、後はいいですか。

○6番(掛村和男君) いいです。

○15番(斎藤 實君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 斎藤君。

○15番(斎藤 實君) 昨日、総務の方にお話がありまして、今日上程されているわけにありますけれども。まだまだ文厚の委員さんも今ここではじめて聞いた状況なんですね。で、問題としてはある程度説明の中で町としては完成という立場は分かりましたけれども。

ただ、議会がこのまま、はい良いですよというようなことになった時に、実は今後の問題でいろんなことが出た時に、あの時はこうでなかったのかと言われないうちにもですね、今一度全協でしっかりと意見を交わしながら方向性というものをきちっと見出した方が一番いいのではないかと。これを一つ提案したいんですけども。皆さんにお諮りをしながら進めていただきたいなというふうに思います。

○議長(能登谷正人君) はい。ただ今、斎藤議員から全協でということで提案がございました。どうでしょうか。

(「議運で」という声あり)

○議長(能登谷正人君) では、暫時休憩いたしまして、議運の方で討論をしてください。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時29分

○議長(能登谷正人君) 休憩以前に引き続き会議を開きます。

ただ今、議案第6号につきましてはいろいろ質問がありまして、最終的には議運でということで、議運で協議いたしました。その結果を委員長から報告させます。

○13番(岡田修明君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 岡田君。

○13番(岡田修明君) 議会運営委員会からご報告させていただきたいと思っております。

先ほど斎藤議員の方から、また田中議員、掛村議員の方から熱心なご審議をいただきまして、様々な部分の課題が提出されたところでございます。そしてまた斎藤議員の方からは、この問題に関しては総務常任委員会のメンバーは分かっているかもしれませんが、文教厚生常任委員会のメンバーにおいてはこの内容が分からない中で進められているので、その部分、全員協議会を開いて問題を解消するという手もあるのではないかというご提案をいただいた中で、議会運営委員会を開催させていただきまして協議させていただきました。以後、その結果の方をご報告させていただきたいと思っております。

議会運営委員会といたしましては、今回のこの条例につきましては、町側といたしまして先ほど完成品として受け取るという部分のしっかりとした考え方もいただいたところがあります。また、町長もこの案件につきましては、答弁の中で自ら足を運んで理解した上で本日の議案の提出になったということをお判断いただきまして、この条例提案については町側の責任で提出したものですので、こちらの方を了承したいという部分で判断をさせていただきました。

しかしながら、各議員から課題の部分、かなりの抽出された部分がございます。これらのミス等々につきましては、町側も瑕疵があることを認めた中でこの条例提案になっております。その上で明日以降開かれます指名委員会の中で、我々議員から発信された意見を尊重しつつ指名委員会に対応していただきたい。その上でその結果の部分を含めて、また今までもこのような案件がこの数年で起こっている現実もありますので、しっかりとした考え方をまとめた上で総務常任委員会の方に報告をいただきたいということを取りまとめさせていただきましたので、理事者の方々におかれましては誠実にその部分に対応していただき、進めていただきたいというふうに思います。

なお、今回の案件におきましては、昨日の総務経済常任委員会におきまして報告された案件であります。しかしながら、1ヶ月ほど前に分かっているにも係らず報告案件として総務の事項に載らない形で提出をされて、これだけの案件にも係らず書類等々もないまま報告されたところでもあります。こうした議会側に対する対応という部分で、総務常任委員会または文厚常任委員会、そして各担当課から上がってくる今までの案件をみましても、少し不誠実さを感じるということは議会運営委員会として指摘したいというふうに思います。

この案件でまさかこれだけ30分も時間を費やしながらか対応するようなことになったことを十分に鑑み、我々議会側に対しても誠実なる対応を強く要望しまして、議会運営委員会の報告とさせていただきたいと思っております。

議員各位のご理解とご賛同のほう、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議長（能登谷正人君） ただ今、議運の委員長から縷々説明がございました。

ご意見ありますでしょうか。

○7番（田中 裕君） 私、3回やったんですよ。

○議長（能登谷正人君） もう1回許します。

○7番（田中 裕君） 今回の案件については議運の方に判断をお任せしてですね、今議

運の委員長から報告がございました。我々もその線にそって今回のこの議案等々については可決していかなければならないという考え方を。ただですね、行政の建物だから20センチが許容範囲だとかって。じゃあ、自分の家に例えてください、皆さん。自分の家で20センチも誤差があれば、それを認めてしまいますか。私はそういう建設行政ではないと思うんです。我々は自分のお金でやるんだしたら私ここで何も言わないんですよ。町民のお金でもって建てている以上は、やはり町民にもきちっと説得して納得してもらおうような、そういうことは我々議員としてやるべきことだと思う。当然、これからは一般の町民の方々においては議会何やっているんだと。必ずこういうふうな風潮が町内に起こりますよ。今までの事例をみても。その時我々議員として、その方々に説得して納得できるような知識は、私は今でも持ち合わせていないんですね。だからもうちょっとですね、まあこれ以上やりませんけれども。もうちょっとその辺の、ミスはミスとして認めますけれども。やってはならないミス、許容されるミス、そういうふうに大きく分けてこれから行政を進めていかないと。これ将来の禍根残すんですよ、八雲町議会がこれを許可したということになると。私はそういう手法を取りたくない。私がこれから何十年っていろんな議員さんがまだまだこの議席に席を有すると思うんですけども、あの頃ああいうことをしたんだよというふうなことを、私そういうことを思いたくないものですから。今、議長の許可を得てですね、4回ほど立たせていただきました。私が言いたいのは八雲町議会としてやってはならないこと、してはならないこと、ミスを起こしてはならないことを信念に持ってですね、まあ、答弁は。私の一人演説になりましたけれども、真剣に行政を執り行ってもらいたいということを申し伝えて、質問でないですけども、もし答弁がございましたら、町長の答弁を聞いて。課長の答弁でないと思うの、このような重大な事件が起きた以上は。最終的には町長のご判断だと思うんですけども、町長の答弁を聞いて終わりたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今のですね、議案第6号のことにつきましては、先ほど議運の委員長さんからいろいろ説明を、議会でもいろんな意見があつてですね、この条例案に対しての考え方、そして厳しさを持って我々も本当にこれは通しにくい議案であるけれども、これからの事をきちっとしてくれよということだと思います。田中議員さんからも同じような厳しい意見をいただきましたので、しっかりと議員の皆様方の今の意見を尊重して、これから住民の皆様方に説明が出来るよう、そしてまた指名委員会は私は入っておりませんが、きちっと処罰を出来るようにしっかりとやってまいりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 私からも一言。各議員から述べられました意見、それから提言等につきまして、今後とも慎重に町政に反映してもらえよう強く望みます。よろしくお願いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決する事に決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第7号

○議長(能登谷正人君) 日程第5 議案第7号南部桧山衛生処理組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民サービス課長(井口貴光君) 議長、住民サービス課長。

○議長(能登谷正人君) 住民サービス課長。

○住民サービス課長(井口貴光君) 議案第7号南部桧山衛生処理組合規約の変更についてご説明いたします。議案書31ページでございます。

この度の組合規約の変更につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、審査請求があった場合は第三者機関である行政不服審査会へ諮問する手続きが義務付けられた事から、南部桧山衛生処理組合を含む江差町、上ノ国町など11団体において地方自治法第252条の7の規定に基づき、平成28年4月1日付けで桧山管内行政不服審査委員会の共同設置を行っておりますが、負担すべき経費について、南部桧山衛生処理組合においては加入する構成町の均等割りによる負担とするため、組合規約の変更をしようとするものでございます。

変更の内容ですが、構成町が均等割負担を行う経費を定めている規約第16条第2項第1号中に、行政不服審査委員会費を加えるものでございます。

附則として、この規約は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきますので、

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○7番(田中 裕君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 田中君。

○7番(田中 裕君) 私、南部衛生処理組合の副議長をやっているんですね。で、ほとんどこの議案について情報は一切入ってこないんですけども。こういう場合ですね、これは軽微なことだから、ただ字句のやりとりだからいらんと思うんです。わざわざ組合員を招集して臨時議会等。多分この件については私、軽微な軽い案件だと思うんですけども。これはどのような認識をしておけば良いのかな。まあここで聞くのもなんですけども、南部衛生処理組合で聞けばいいべやって町長首を上げ下げしているけれども。これは

今後どういうふうに捉えておけば良いんでしょうね。もし、答弁出来るならしてください。

○住民サービス課長（井口貴光君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（井口貴光君） ただ今、田中議員さんからのご質問でございますけれども。南部松山衛生処理組合の方です、今回松山管内の行政不服審査委員会の共同設置の構成団体となったということで、これについては法律で行政不服審査法の改正に基づきましてですね、この第三者機関の設置が義務付けられたということになっておりますけれども。それについては法律に基づいた組織、機関だという事で、全国の自治体でこの機関を設置しなければならないと、こういうことになってございます。ただ、各市町村で設置する場合もございますし、あるいはこの南部松山衛生処理組合が加入してるもののように共同設置という方法もございます。それで、今回については松山管内の関係町、それから関係する団体がこの第三者機関である委員会を共同設置するという扱いになってございます。それで、これについては必ず設置しなければならないということで、関係する経費についてはですね、やはりその構成町で負担すべきだと、こういうことの趣旨でございます。

それで、今回についても南部衛生処理組合では負担については構成する団体でもって均等割りで負担をすると、こういう扱いで決定されたというふうに認識をしております。

○7番（田中 裕君） 軽微な変更だからということの認識でいいのかな。いやいや、私副議長をやっているものですから、副議長が分からないというのはありえないんだよね。

○住民サービス課長（井口貴光君） 組合の事務手続きの関係ということでよろしいですか。

それで、今回の規約の変更については南部松山衛生処理組合は八雲町を含む5つの団体でもって組織しているものですから、これらの規約の変更等についてはですね、構成する団体の議会で議決をして、そして北海道の方に届け出て許可を得ると。こういう事務の流れになってございます。

○議長（能登谷正人君） 了解ですか。まだ説明あるの。

○副町長（植杉俊克君） 議長、副町長。

○議長（能登谷正人君） 副町長。

○副町長（植杉俊克君） ただ今、課長の方からご説明いただきましたけれども。行政不服審査委員会ですね、これは一部組合として松山の中で各町がそこに参加して共同設置をするという法律になったものですから。まずそういう事務の運びをして、道の方に届出をします。そのために各構成町で議決をしてくださいねという、こういう運びになりました。で、こういったことでこの結果というか、この運びについてはまた3月くらいまでに総会等が毎年あると思うんですけれども、そういった中で報告・経緯等の説明はあると思います。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） ということは、各町の構成町の議決が優先して、そして最終的に南部衛生処理組合で議決するということなのかな。私はそうではないと思うんだけど。私が聞いたのは、これは軽微な変更ですね、軽微な変更の場合は別に我々組合議員に対して何も連絡しなくてもいいんですかということを知っているのだから。

○議長（能登谷正人君） 休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時57分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

○住民サービス課長（井口貴光君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（井口貴光君） 大変失礼しました。

先ほどの田中議員さんの質問ですけれども、南部松山衛生処理組合の方の捉え方ということなんですけれども。組合規約、これは設置等も含めてですけれども、地方自治法の中で決められておまして、これは機関の共同設置という中で決められておますけれども。例えばその共同設置をする場合、あるいは制定した規約の一部変更を行う場合についてはですね、構成町の協議によってこれを変更する、あるいは設置すると。こういうふうに自治法で決まっております。構成町の協議といいますのは、いわゆる議会の議決とこういうことになります。ですので、今回はこの一部改正規約については構成町のそれぞれの町でもって議決をしていただくと。その後に北海道の知事の方に届出をして、この事務処理は1つ終わるという流れになります。で、南部松山衛生処理組合の方では、この規約の変更については議決事項ということではなくて、あくまでも地方自治法上は構成町の協議によって変更すると、こういうふうな定めになってございますので、この協議した部分についてはですね、改めて南部松山衛生処理組合の方で議決をするということにはならないということでございますので。あくまでも構成町の議会の議決を経て、北海道知事に届け出て、この規約が改正されると。こういう流れになるということでございます。

それから、この改正については南部松山衛生処理組合の今後開催される予定の議会がございまして、そちらの中でも報告をされると、こういう流れになってございます。

以上でございます。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 分かったような、分からないような。まあ、私は、やめます。分かりました。あとは南部松山衛生処理組合の議会の方で議論をしたいと思っております。失礼しました。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決する事に決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第6 議案第16号ないし議案第17号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第16号八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第17号八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） それでは議案第16号および議案第17号は、関連がございますので、一括で説明をさせていただきます。

この度の改正は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正に準じて、地方公務員の育児休業等に関する法律及び介護休暇等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、平成29年1月1日に施行されることから、これに準じて八雲町職員に係る関係条例を改正するものであります。

概要説明の2ページをお開き願います。はじめに八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正内容でございますが、1点目として、育児休業等に係る子の範囲の拡大で、対象となる子として特別養子縁組の子及び養子縁組里親に委託されている子等の法律上の親子関係に準ずる子を加えるものであります。

2点目として、介護休暇の分割取得で、現在は連続する6カ月の期間でしか取得できない介護休暇を、3回に分け通算6カ月の期間まで取得可能とするものであります。

3点目として、介護時間の新設で、介護休暇とは別に3年の期間内に、介護のため1日

2時間の範囲内で介護時間を導入するものであります。

次に八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の改正内容は、八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正内容等に準じた条例委任事項の追加及び条文等の整理であります。

それでは条例改正の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。議案第16号、八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

第8条の3、第1項及び第2項は、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の請求の対象となる子に、特別養子縁組が成立し職員が現に監護するもの及び養子縁組里親である職員に委託されている児童、その他これらに準ずるものを加えたものであります。第8条の4、第4項は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する要件に、要介護者を介護する職員の時間外勤務を読み替え規定に加え、文言の整理をするものであります。

第11条は、休暇の種類に新たに介護時間を加えるものであります。

第15条は、介護を必要とする一つの継続する状態ごとに介護休暇を3回を限度に、かつ通算して6カ月を超えない範囲で、指定する期間内に取得できるものとするものであります。第15条の2は、介護時間を新たに加えるもので、第1項は3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことができることを、第2項は1日に勤務しないことのできる時間の限度を2時間にするのを、第3項は介護休暇と同様に介護時間を取得した際の給与額の取扱いを規定するものであります。

第17条は、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇の承認で、新たに介護時間を加えるものであります。

附則といたしまして、第1項で施行期日を平成29年1月1日とし、第2項で児童福祉法に規定する養子縁組里親等に係る改正規定が平成29年4月1日に施行されることから、第8条の3、第1項中の児童福祉法の引用規定部分は平成29年3月31日までの間は、経過措置として読み替えするものであります。

次に、議案第17号、八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、先ほどの八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正内容に準じた内容を条例委任事項として追加するとともに、条文を整理するものであります。

第2条の2の追加は、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する、育児休業が承認される対象児童の一部が条例に委任されることとなったため、当該条例委任として、養育里親名簿に登録された里親となる職員に委託されている児童を追加規定するものであります。

次に、第3条及び2ページの第10条の改正は、育児休業の特別事情として条例で委任する事項に、特別養子縁組の家事裁判の終了及び養子縁組が成立しないまま里親の委託が解除されることとなった事由を追加し、条文を整理するものであります。

第18条第2項は、このたび議決をいただきました八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する

る条例に規定された介護時間を追加するものであります。

なお、附則につきましては議案第 16 条の附則と同様に取り扱うものとして規定するものであります。

以上、議案第 16 号及び議案第 17 号の説明を終わらせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○5 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5 番（三澤公雄君） この議案に疑問を差し挟む余地はないですけれども。人事院の方で、民間に追いつけという意味でこの改正がなされて、それに準じてという説明から始まったんですけれども。事この地方、八雲町においた時に、本当にこの介護だとか育児の民間の状況がここまで来ているのかという疑問があります。そうなるとこの公務員の方から先行してやっていくという形になると思うんですけれども。これを民間に波及させたい、もしくはさせ得るような政策というか、町長のお考えをちょっとお聞きしたいんですよ。

僕はこのままだと民間との乖離というか、公務員だけ環境が整っていくというふうには見えるんですけれども。そういった観点から、町長はこの条例を提案した以上、どういうお考えを持って挑んでいくのか、いらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員にお答えいたします。私も八雲町内においては、やはり町職員の方がこういう部分であると進んでいるのかなと思っております。ただ、広くみますと大手の企業の方々というのは公務員よりも進んでいる部分もありますので。ただ、町内において、やはり町が模範をもってこういうことは進めていくと。それを民間にも波及できるように産業の活性化等々、または皆さんがこういうことに取り組めるような事業等々もこれから検討をしながら進めたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○5 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5 番（三澤公雄君） まあ、先行してやってって率先垂範というか、そういった環境も民間にいくような行政をやっていききたいという思いだと思いますけれども。

一方ですらね、そういった環境が整備されていく職員の働き方であるわけですから、さらに励んでいただいて、このことによって何というんですか、リフレッシュされてというか、町民に対してより良い行政の執行を挑んでいくというか、そういった心がけも今更ながらですけれども、改めてお願いしたいなと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに議案第 16 号及び議案第 17 号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第 16 号及び議案第 17 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号及び議案第 17 号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。

◎ 日程第 7 議案第 18 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 7 議案第 18 号平成 28 年度八雲町一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第 18 号平成 28 年度八雲町一般会計補正予算（第 8 号）についてご説明いたします。別冊議案書 1 ページであります。

この度の補正は歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 2,484 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 145 億 6,497 万 7,000 円にしようとするものであり、先に議決いただきました一般会計補正予算（第 7 号）の調整の後に急を要することが判明した 2 つの事業の経費の追加、他に歳入歳出予算に係らない繰越明許費、債務負担行為の限度額の設定の補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書 6 ページ下段であります。6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費 1,827 万 4,000 円の追加は担い手確保経営強化支援事業補助金であります。本事業は先の第 7 号補正においても計上したところではありますが、12 月 6 日付けで国・道から補助金の追加配分の決定があったことから今回追加しようとするものであります。決定された事業は酪農業 1 件、牧草の収穫作業の効率化、それが乳質の改善に資することを目的に、トラクター及び作業機械の導入に対し国が認めたもので、機械購入経費の 2 分 1 相当額 1,827 万 4,000 円の計上であります。

11 款災害復旧費、2 項農林水産施設災害復旧費、1 目現年度災害復旧費 657 万 1,000 円の追加は、8 月 30 日の台風 10 号により被災を受けた国立研究開発法人森林総合研究所森林相互整備センターと八雲町との分収林の復旧経費の追加であります。対象の林地は山崎団地 81 ヘクタールで、その内 20.24 ヘクタールが被害を受け、復旧には相当な経費を要するものであります。11 月 28 日森林整備センターから今回は内 2.44 ヘクタールについて倒木などの除去・搬出、その搬出に係る作業道の修理、新たな植栽のための地ごしらえま

での経費について予算確保をした旨通知がありましたので、その相当額を追加し事業を施行しようとするものであります。なお、実際の作業は雪解け後が適当であることから、予算の全額を平成 29 年度へ繰り越そうとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は 2,484 万 5,000 円の追加であります。

続いて歳入であります。同じく 6 ページ上段であります。15 款道支出金、2 款道補助金、4 目農林水産業費道補助金、1 節農業費補助金 1,827 万 4,000 円の追加は、歳出で説明いたしました担い手確保経営強化支援事業補助金であり、歳出と同額であります。20 款諸収入、4 項受託事業収入、5 目分収林災害復旧受託事業収入 657 万 1,000 円の追加は、歳出で説明いたしました分収林災害復旧事業に係わり森林整備センターからの受託事業収入であり、歳出と同額であります。

以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の 2,484 万 5,000 円の追加であります。

次に繰越明許の補正であります。議案書 3 ページ上段であります。第 2 表繰越明許費の追加は 8 款土木費、2 項道路橋梁費、東雲幹線道路改良事業 2,900 万円であります。本事業は今年度、用地測量、支障物件調査を実施し、建物・樹木等の移転補償、用地買収を終える予定としていたところであり、当初予算に 1 億 1,600 万円を計上したところですが、冬季を迎え、補償対象者から移転作業の期限を融雪後までに猶予の申し出があり、この程、その繰越とせざるを得ない物件の数量・金額がまとまりましたので、その相当額を繰越明許費として設定し、翌年度へ繰越し事業を実施しようとするものであります。

次に、11 款災害復旧費、2 項農林水産施設災害復旧費、分収林災害復旧事業 657 万 1,000 円であり、歳出で説明した通り森林整備センターとの分収林の復旧事業について、来春以降の施行とする計画から追加予算の全額を繰越明許費として設定しようとするものであります。

次に債務負担行為の補正であります。同じく 3 ページ下段であります。第 3 表債務負担行為の補正は、福祉バス整備事業 3,670 万 5,000 円であります。平成 10 年に購入した福祉バスは老朽化が進んでいたものの、随時整備し運行を続けてきたところですが、本年 9 月、国は当該車種についてメーカーに対し点検指示を出し、その結果当町の車両は修理を施さなければ運行が出来ないこととして通知され、その対応について検討してきたところですが、その修理費が多額である事から更新せざるを得ないと判断したところであり、購入にあたっては全国的なバス需要の高まりから、納車まで最低でも 1 年 6 ヶ月を有する事が判明しましたので、債務負担行為の期間については平成 30 年度としたものであります。その期間短縮に向けた事務的な検討を十分に行っていきたいというふうに思っております。

しかしながら、この期間八雲地域におけるバス運行体制が 1 台減少することとなり、利用希望団体へ説明の上、日程調整し、効率的な運行により対応していく所存でありますので、ご理解の程をよろしくお願い申し上げます。

以上で議案第 18 号平成 28 年度八雲町一般会計補正予算（第 8 号）の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決する事に決定いたしました。

◎ 日程第8 報告第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第8 報告第1号専決処分の報告についてを議題といたします。本件は損害賠償の額の決定についての報告であります。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 報告第1号専決処分の報告についてご説明いたします。議案書121ページをご覧ください。本件は地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしますので、ご報告いたします。

次ページ122ページをご覧ください。本件は損害賠償額の決定についての専決処分の内容でございますが、平成28年9月11日八雲町落部の町道落部浜線におきまして、走行中の自動車が道路横断側溝上のグレーチング蓋、俗に金物の目皿というものでございますけれども、このグレーチング蓋を通過した際にこれが跳ね上がり、車両の下部に接触し損害を与えたものでございます。

このことをもって被害者と協議の結果、平成28年10月24日示談が成立し、国家賠償法第2条第1項の規定によりその損害を賠償するため、同日付で次のとおり損害賠償の額を決定したものでございます。1の損害賠償の額は14万9,061円でございます。2の損害賠償の相手方は、茅部郡森町字鳥崎町33番地51、吉田俊幸さんでございます。実はこの度の事故の箇所につきましては、8月15日に現場付近の住民から危険であるという通報を受けまして、直後、その当日を含めまして3回ほどに渡って応急的な修繕を行っております。その後、直営作業による横断トラフ全部の取替え作業のため、資材等を発注しておりました。しかしながら、今となつては言い訳になりますけれども、その後の8月30日の台風10号の倒木等の処理に直営作業員が追われまして、本格的な修繕工事をする前にこの度の事故が発生したものでございます。これまでも町道等の維持管理の不行き届きによる損害賠

償の事案がありまして、他にも草刈等での飛び石、それから除雪中の事故、車両事故も含めまして、これまで建設課長として何度もお詫びをしておりますけれども、私としてはこれ以上上げる頭がないほどでございます。申し訳ございません。

いずれにいたしましても、これまでの繰り返しとなりますが、道路等のパトロールの強化と迅速な応急処理等の安全対策を徹底する事は当然でございますけれども、正直申し上げまして、直営作業員、それから建設課職員だけの日常的なパトロールの不行き届きは否めない現状でございます。

今後としましては、例えばの話でありますけれども、町民の皆さんや町内会、それから日常的に道路を利用しております、例えば郵便局の配達職員、あるいは宅急便の運転手さんのご協力を得ながら、道路等の危険箇所の情報提供をお願いすべく、広報やホームページで周知したり、関係会社、団体等に協力を願うことなどをしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げますと共に、重ねてお詫びを申し上げます。

以上、報告第1号専決処分の報告についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

◎ 日程第9 文教厚生常任委員会中間報告書

○議長（能登谷正人君） 日程第9 文教厚生常任委員会中間報告書を議題といたします。

本件は文教厚生常任委員会が所管所掌事務のうち特定調査事件として閉会中の継続調査としていたものであります。現在調査中ではありますが、これまでの調査検討結果についてこの程、中間報告書の提出がされております。報告書はお手元に配布のとおりであります。

お諮りいたします。文教厚生常任委員会中間報告書については、これをもって報告済みとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は報告済みといたします。

◎ 日程第10 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業 推進特別委員会調査報告書

○議長（能登谷正人君） 日程第10 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会調査報告書を議題といたします。

本件につきましては平成28年6月8日第2回定例会において特別委員会が設置され、調査が終了するまで閉会中の継続調査の付託がされていたものであります。この程、調査

が終了し、報告がなされたものであります。報告書はそれぞれのお手元に印刷・配布のとおりであります。

委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

○14 番（黒島竹満君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 黒島委員長。

○14 番（黒島竹満君） 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会の経過並びに結果について報告をいたします。

当委員会の活動方針は、基地が所在する町として町民と基地との調和をより一層推進するために町と議会が一体となって取り組む必要性を確認いたしました。また、八雲分屯基地司令に訪問をし、特別委員会設置の思いとその趣旨について理解をいただき、要請事案の検討に着手いたしました。会議は関係課職員の出席のもと、基地の有効活用及び周辺整備事業の要望事案について精査・検討をし、大きく2点に取りまとめております。

1点は飛行場機能の整備充実や地産地消の推進・協力など基地有効活用に関する事、もう1点については消防自動車の整備など基地周辺整備事業の事業採択に関する事で、これらの要望事項に対して限られた時間の中で防衛省及び北海道防衛局から誠意ある対応をいただきました。厳しい財政状況や制度上の課題について説明を受けた反面、有意義な情報や指導をいただくことが出来ました。執行部共々今後の活動に反映させていきたいと考えております。

つきましては、基地のある町として周辺住民の十分なおご理解とご協力を得ることは勿論のこと、関係機関や地元自衛隊関係団体との協調をはかり、更に継続した要望活動が今後必要であることを申しそえ、委員長の報告といたします。

○議長（能登谷正人君） 委員長報告に対し、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会調査報告書については、これをもって報告済みとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、特別委員会報告についてはこれをもって報告済みといたします。

◎ 日程第 11 発議第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 11 発議第 2 号過労死防止の抜本対策と労働基準法改正に反対する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 発議第2号過労死防止の抜本対策と労働基準法改正に反対する意見書について提出者を代表し、提案説明をいたします。

政府が今年初めて発表した過労死対策白書は、仕事が一因となった自殺は年間2,000人を超すと指摘しています。背景には、労災認定の目安で過労死ラインといわれる月80時間を超えて社員が働かされている企業が2割を超えるという実態があります。こうした姿勢を改めさせ、後を断たない過労死・過労自殺を根絶する抜本対策として、残業時間の上限を法律で明記し、企業に守らせることが必要であります。

働き方改革というのなら、少なくとも現行の労働法規を守らせることをはじめ、労働時間規制の適用を除外する労働者の対象を拡大する労働基準法改正案はいますぐ撤回し、残業は年360時間以内という大臣公示の法制化をするとともに、残業時間の大幅短縮をするなど、命と健康をこわす長時間労働をなくす対策を優先するよう政府に求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決する事に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

◎ 日程第12 発議第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第12 発議第3号子ども医療費無料化を国の制度として創設することを求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 発議第3号子ども医療費無料化を国の制度として創設することを求める意見書について、提出者を代表して提案いたします。

病気にかかりやすい乳幼児がいる家庭、ぜんそくやアトピーなど通院回数が多い病気の子どもがいる家庭にとって、医療費が大きな負担でございます。

子どもの医療費の無料化・軽減は、父母や医療関係者らの声にこたえ、全国すべての自治体を実施するところまで広がっています。しかし、自治体ごとに対象年齢が異なったり、所得制限が設けられたりしています。

どこに住んでいても、安心して医療を受けられる子育ての仕組みをつくることは、日本の少子化の打開にとっても大きな力になることは明らかです。医療費の無料化によって、子どもの早期受診、診断が進むことで重症化を防ぎ、むしろ医療費抑制効果が出ている自治体の調査結果もあります。

よって、国においては、子どもたちの健やかな成長を保障するため、子どもの医療費無料化の独自の努力をしている自治体に対し、補助金減額というペナルティをただちにやめ、小学校就学前までの医療費無料化を、全国一律の仕組みとして創設することを強く求めます。

議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決する事に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 発議第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第13 発議第4号年金支給額抑制に反対する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 発議第4号年金支給額抑制に反対する意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

政府・厚生労働省が持ち出している新たな年金制度は、物価がいくら上がっても、現役世代の賃金がマイナスになれば、年金を下げるという中身であります。

政府は2019年に、消費税を引き上げようとしています。消費税増税で物価が上がっても賃金が下がれば、年金も下がる。これでは増税による物価上昇は反映されなくなる上、実質賃金の低下でさらに年金が下がるというダブルパンチであります。

老後の生活保障の土台を壊し、地域経済を疲弊させる年金制度の改定はとりやめ、国民の家計を立て直し、将来不安を解消するために、年金の増額・充実をはかることこそ必要だということを、政府に強く要請するものであります。

以上、議員各位のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決する事に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第14 発議第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第14 発議第5号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 発議第5号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

後期高齢者医療制度については、増大する高齢者医療費を現役世代と高齢者で、ともに

支え合うものとして従前の老人保健制度、退職者医療制度を廃止した上で、平成 20 年度に創設されました。制度施行にあたっては、激減緩和の観点から世帯所得に応じた保険料の軽減特例措置が設けられ、保険料の内、均等割については 9 割まで、所得割については 5 割軽減することとし、国の毎年度の予算措置によって講じられてきました。

そのような中、昨年 1 月の社会保障制度改革推進本部が決定した医療保険制度改革骨子においては、後期高齢者医療制度の軽減特例措置については段階的に縮小することになっています。

急激な負担増となる者については、激変緩和措置を講ずることとなっていますが、低所得者の負担軽減措置が担保されない懸念があります。

よって、国においては、社会保障・税一体改革による社会保障の充実にかかる施策の見直しについて、低所得者に対する負担に配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を含めた見直しを行うよう強く要望いたします。

以上、議員各位のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決する事に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 15 発議第 6 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 15 発議第 6 号地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 発議第 6 号地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書につきまして、提出者を代表して提案説明をいたします。

東日本大震災、熊本地震をはじめ、土砂災害、大水害等、各地で想定を超える大規模な

自然災害が発生し、甚大な被害が相次いでいる。本年においても、4月の熊本地震のみならず、8月以降の複数の台風により、特に北海道や東北地方を中心に、多くの人命が失われ、甚大な被害に見舞われた。また10月には鳥取でも震度6弱の地震が発生している。

記1、被災者支援システムの全自治体への完備・普及や学校区単位での自主防災コミュニティの組織化や訓練の実施等、地域防災力の向上を図ること。2、大規模水害から住民の命と暮らしを守るための自治体の枠を超えた、流域ごとのタイムラインの作成や避難行動に直結するハザードマップの作成、適切な避難勧告・指示発令のための体制構築を図ること。3、災害に強い防災拠点の整備として、スマートフォン等で家族の安否や緊急連絡を得られるようにするための公衆無線LANの設置や災害時におけるトイレ機能確保のためのマンホールトイレの整備を促進すること。4、子どもや女性、高齢者や障がい者が、避難所生活でつらい思いをすることがないように避難所の環境整備や防犯体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様におかれましてはご賛同の程、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決する事に決定いたしました。

◎ 日程第16 発議第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第16 発議第7号米政策改革に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○12番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12番（千葉 隆君） 発議第7号米政策改革に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書について、提出者を代表し提案説明をさせていただきます。

米の需給及び価格の安定と農業の持続的発展に寄与する政策の確立を求めて、次の3項目

について求めるものであります。

1、生産者の不安を払拭し、地域における円滑な生産調整を推進するための措置として、産地交付金を含む水田の直接支払交付金については、戦略作物などへの支援を明確に位置づけ、将来に向けた継続的な支援とすること。2、収入減少影響緩和交付金の着実な実施とともに、現在検討を行っている収入保険の導入により、担い手経営の安定対策を構築すること。3、日本型直接支払など水田農業の持続的発展に資するための各種施策の充実強化を図ること。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決する事に決定いたしました。

◎ 日程第 17 発議第 8 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 17 発議第 8 号安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 発議第 8 号安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書を、提出者を代表して提案説明いたします。

政府は、日本が世界に誇る社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源の確保、及び財政健全化の同時達成を目指し、社会保障と税の一体改革を進めて来た。しかしながら今般、世界経済が直面するリスクを関係諸国が一体となって回避するために、医療や介護などを支える消費税率の 10%への引き上げが、平成 31 年 10 月まで再延期されることになった。

記 1、消費税率の引き上げ延期による地方における社会保障の充実施策の実施に、支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。特に、要望の強い保育の受け皿整備に係る財源については、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じる

こと。2、人材確保が喫緊の課題になっている保育士・介護職員などの処遇改善など、一億総活躍プラン関連施策の実施についても、地方負担も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。3、人口減少社会への対応という中長期的な課題に取り組む地方自治体をサポートし、地域の実情に応じて自主性・主体性を発揮し、地方創生を推進することが出来るように、1兆円のまち・ひと・しごと創生事業費を中期的に継続すること。また、地方創生推進交付金についても、安定的かつ継続的に所要の財源を確保すること。4、地方自治体が提供する社会保障の充実をはじめ、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備など、国民生活に密接に関係する多くの行政サービスを確実に実施するためには、地方一般財源の確保が不可欠であり、特に地方交付税総額については確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員皆様におかれましてはご賛同のほど、どうか一つよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決する事に決定いたしました。

◎ 日程第18 発議第9号

○議長（能登谷正人君） 日程第18 発議第9号ヒートポンプ給湯器の低周波音による健康被害の対策向上に係る意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○12番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12番（千葉 隆君） 発議第9号ヒートポンプ給湯器の低周波音による健康被害の対策向上に係る意見書案について、提出者を代表して提案説明いたします。

3項目について適切に取り組みが進められるよう強く要望するものであります。

1、国は低周波音による消費者被害の未然防止策として関係業界団体等との連携を密に、住宅業者や設置事業者へのヒートポンプ給湯器の据え付けガイドブックの周知徹底を図ること。2、消費者安全調査委員会の意見を踏まえ、都道府県単位で専門窓口を設置し、国・

都道府県・市町村相互の連携を強化し、被害者を孤立させない体制を整えること。3、低周波音による人体への影響について、欧州など諸外国の科学的知見の収集に努めると同時に、それら等を駆使して一層の解明に向けた研究を促進すること。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決する事に決定いたしました。

◎ 日程第19 発議第10号

○議長（能登谷正人君） 日程第19 発議第10号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13番（岡田修明君） 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、提出者を代表いたしまして提案説明をさせていただきたいと思っております。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっていると感じております。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められる現状があります。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっております。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えるところであります。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定によりまして意見書を提案します。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 提出者に質問をいたします。厚生年金という以上は半分はどこかが出すんでしょうけれども、想定されているこの半分の掛け金はどちらが出すんでしょうか。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13番（岡田修明君） こちらのほうはですね、制度の方の法整備が出来次第ですね、国の方での整備を考えているところでございます。

また、そちらの方といたしましては交付税措置をしていただけるよう考えているところでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、現案に反対の方の発言を許します。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 私はこの意見書に反対いたします。議員年金がなくなってから何年も経っていないわけですが、先ほど三澤町議が質問をされたように、この掛け金の半額は税金で賄うこととなります。これに対しては大きな抵抗があります。

また、議員自らの身分に係る問題であり、意見書を出すのは相応しくないとの理由で議題としない自治体も多くあります。議員自らの問題であり、住民から選ばれた議員の報酬や年金に係る問題については、住民の納得と合意が得られる必要があります、慎重な議論が必要と思ひ、この意見書案には反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に現案に賛成の方の発言を許します。

他に討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 20 発議第 11 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 20 発議第 11 号大雨災害に関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） 大雨災害に関する意見書について、提出者を代表いたしまして提案説明をさせていただきたいと思っております。

北海道では本年 8 月、台風 7, 11, 9 号が相次いで上陸し、さらに台風 10 号の影響による集中豪雨に伴う河川の氾濫などによりまして、住宅や農地への浸水被害及び道路・鉄道の決壊や土砂災害が発生したところであります。また、定置網・養殖施設被害など水産被害も大きなものがございました。

このように全道各地で甚大な被害が発生し、住民のくらしや経済活動に多大な影響が生じている現状がございます。

こうしたことから、住民が一日も早く、安心して元の生活を取り戻すことができるよう早急な災害対策と今後の防災対策が必要とされています。

ついては、この度の災害から迅速な復旧と今後の防災対策に向け、下記 8 件について特段の配慮を強く要望するところであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定によりまして意見書を提案します。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決する事に決定いたしました。

◎ 日程第 21 発議第 12 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 21 発議第 12 号 J R 北海道への経営支援を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） J R 北海道への経営支援を求める意見書について、提出者を代表し提案説明をさせていただきます。

11 月 18 日、J R 北海道は現在の営業路線のおよそ半分となる 10 路線 13 線区を、単独では維持が困難であると発表しました。

この路線のいずれかが廃止となれば、その地域の過疎化が促進され、地域の経済や住民の暮らしを破壊することになります。公共交通機関としての役割を放棄するものであると言わざるを得ません。

J R 北海道は発足当初から国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件も重なり、設備の維持管理には多額の費用が必要です。

よって、国においては地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を、北海道において公共交通機関としての役割を發揮できるように、J R 北海道の経営が自立できるよう財政支援等を図るよう強く要望するところであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提案します。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○5 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5 番（三澤公雄君） 提出者にお伺いいたします。4 行目には公共交通機関としての役割を放棄するものであると言わざるを得ないという糾弾をしておきながら、経営が自立できるよう財政支援等をお願いするというのは、僕はちぐはぐだと思います。求めるのであれば、地域住民の声を聞かない経営陣のあり方、いわゆる殿様商売的なことしかやられていない J R 北海道の経営陣に対して、厳しい追及があって然るべきだと思うのですが。片手落ちだと思うのですが、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） ご指摘ありがとうございます。そういった部分も実はこの中身の部分には加わっております。おっしゃるとおり、経営のまず見直しの方を図っていただくということが大前提にあった中ですね、この部分の意見書を提出するところであります。ただ単に今の●●の補助金を出している基金運営の中での運営の中では、北海道の部分、J R 北海道は特に無理であります。九州 J R の部分は皆さんご存知のとおり一部上場した

という部分で自主的な経営の改善を図っているところでもあります。そうした観点も含めまして、JR北海道においてはある意味役割を放棄するものであるという表現をさせていたでいるところでありあますけれども。三澤議員ご指摘のとおりですね、一方で経営が自立できるよう財政支援をするという部分では納得のいかない部分もあるかと思えますけれども、思いとしてはそういう部分も入っているということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） そういうふうには受け止めたいと思うのですが、それであれば厳しく、まずは経営陣のことを追及していただきたいと。JR九州が株式上場の話もありましたけれども、そういった経営努力、例えばJR北海道における北斗星ですね。ああいった高級路線で非常に人気を博している部分があるのですが、北海道では乗りたかったJR北斗星もついに夢となって、もう乗れない状態にあるという意味でJR北海道の経営姿勢というのは非常に問われるべきだし、いっさい地域住民の声を聞かないという姿勢。形だけしか聞かない、道の意見も差し挟む余地がない経営のあり方というのに、やっぱり厳しくまず追及してから、こういったものは措置されるべきかなと思うんですよね。

今のまま財政支援だけを求めていくことに手を貸すようなやり方は賛成できないのですが、いかがですか。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13番（岡田修明君） ご指摘ありがとうございます。そういった部分においては当町におきましても、今道路改良等々をする中におきまして危険な箇所をいかに早くやるかという部分は、非常に重要な部分として私どもも受け止めております。しかしながら、現状といたしまして今回災害復旧として昨日もニュースになりましたけれども、JRの新たな部分でやっとまた繋がりましたよという部分があります。いかに全道的に今回の台風に対しましてスピーディーに災害復旧をするかということが1つの重要な観点になりますので、その部分も含めてご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決する事に決定いたしました。

◎ 日程第 2 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第 22 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第 73 条の規定により、特定調査事項について閉会中の継続調査を行いたい旨の申し出書が提出されております。申出書はお手元に配布のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

◎ 町長挨拶

○議長（能登谷正人君） 町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 本年最終の議会となりました第 4 回定例会を終了するにあたり、お許しをいただきましたのでお礼のご挨拶をさせていただきたいと存じます。

早いもので町長就任 3 年が経過し、残された任期も 10 ヶ月となりました。議員皆様方のご指導とご協力によりまして町政を進めさせていただきましたことに、まずはお礼を申し上げたいと存じます。本定例会にご提案を申し上げました各議案につきましては、議員各位のあたたかいご理解のもと、原案通り可決・ご承認をいただき感謝を申し上げますと共に、一般質問及び議案審議を通じて議員各位からいただきました多くのご意見・ご提言は、これを真摯に受け止め町政執行に活かしてまいります。今年も残すところ 16 日間となりました。この 1 年間、議員皆様方には町政進展のためご活躍をいただき、私ども町政執行者に対し、あたたかいご指導とお力添えを賜り感謝を申し上げる次第であります。

今過ぎようとする平成 28 年を振り返りますと、道民の悲願でありました北海道新幹線が 3 月 26 日に開業となり、北海道と本州、九州が新幹線で繋がりました。北海道は特に東北関東圏との経済、観光、文化と多種多様な連携、交流が図られ、活性化されていくことが期待されております。そうした中、一方では 3 月 21 日には札幌・上野間の寝台特急カシオペアが運行終了、JR 北海道は赤字路線の大幅見直しを発表するなど、道民の足の確保が危惧されております。

これまで北海道には台風は上陸しないとの道民の思いを覆す 4 つの大型台風が連続上陸し、中でも台風 10 号の被害は甚大で、十勝・上川両管内の道路・鉄道・一次産業に大きな被害をもたらしました。八雲町内でも台風 10 号の強風によって農業・林業・漁業に大きな被害が発生し、一部の地域では 3 日間に及ぶ停電によって牛乳の廃棄や搾乳が出来なくな

る事態になりました。また、漁業ではホタテ養殖施設にも大きな被害が出て国・道の支援も検討されており、町としての支援も、近々にご相談させていただきたいと考えております。

4月16日には2011年3月11日に東日本震災以来の震度7の大地震が連続して熊本地方を発生し、多くの方々が避難生活をされました。自然災害に対する恐ろしさを改めて痛感させられた年でもありました。特に市庁舎が崩壊し、災害対策本部機能をテントで実施している光景が放映され、築54年を経過し、老朽化が著しい当町の役場庁舎と重ねて見た時、新庁舎建設を真剣に考え、今後議会にも相談をしていかなければならないと思っております。

改正公選挙法によって選挙権年齢を18歳以上に引き下げられた参議院選挙が6月19日に執行されました。しかし八雲町でも投票率は低調であり、時代を担う若者が政治に関心を持っていたきたいと願っております。

2月4日には環太平洋連携協定TPPに12カ国が署名をし、各国で発行に向けた手続きが始まり、我が国もTPP承認関連法が11月衆議院で可決をされ、12月9日に参議院でも承認・可決をされました。しかし12月8日アメリカ大統領選挙でトランプ氏が勝利し、トランプ次期大統領は来年1月の就任初日にTPPを脱退すると通告しており、発行の見通しは不透明となりました。発行されれば農作物関税の撤廃や削減により、八雲町の農業者への影響が懸念される場所からも注視していきたいと思っております。

国は3.11東日本震災を経て、再生可能エネルギー導入の推進を掲げ、本年4月からは電力小売が全面自由化をされるなど、原発に頼らない電源確保に進んでいるものと思っております。八雲町も今八雲町再生可能エネルギー導入ビジョンを策定中ではありますが、先駆けて地熱開発として鉛川地区で地下探査、熊石地域では地表調査を実施しており、鉛川地区においては地下探査の継続が予定をされており、実業化に大きな期待をしているところでもあります。

国立病院機構は平成32年度を目途に八雲病院機能を札幌市・函館市に移転する事を発表し、道教委も10月26日道立八雲養護学校の機能を札幌に移転する方針を正式決定いたしました。町といたしましても患者・家族の会が移転を希望しており、患者の気持ちを第一に考え、残念ではありますがやむを得ないと判断をし、跡地利用の検討に入らせていただき、公募によりプレゼンテーションを実施いたしました但採用には至りませんでした。現在、庁舎内に検討委員会を設置し、町としての利活用を含め議論をしております。

地域センター病院として八雲総合病院中央棟の改築も終わり、電子カルテシステム導入の操作も慣れてきて効果も出てきております。予定より遅れ気味ではありますが既存棟の改修・解体、そして来春のグランドオープンに向け外構工事等が進められており、無事工事が完成をされ、今まで患者様が院内で迷っていたことが解消されることと思っております。総合病院の経営はなんと言っても医師の確保に大きく左右されます。三田院長と共に医師確保の努力をさせていただいておりますが、増員には現在至っておりませんが、全国自治体病院共通の悩みであり、引き続き努力をさせていただきます。また、町民の信頼に応えるべ

き総合病院の経営に病院職員一丸となって取り組んでおりますので、議員各位の暖かいご理解をお願い申し上げます。

地元特産品のPRを兼ねて特産品を贈呈する制度に切り替えたふるさと応援寄付金症例事業によって、今年は街路灯のLED化の費用に充てさせていただき、CO2削減、電気料金の削減と各町内会の喜びの声もいただいております。今年は12月9日現在で、前年対比で件数で4.17倍、金額で4.47倍と大変好評を得ており、寄附額が10億に達する見通しから、今定例会で補正をさせていただきました。今後も工夫を凝らし、寄付金の増額にアピールをしていきたいと思っております。その他、各分野において町民の皆様と共に知恵を出し合い、対話を通じ夢と活気あふれる町を目指し、道南北部の中心都市八雲町として取り組んでまいりたいと存じます。

この1年間、議員各位には大変ご高配を賜りました。どうぞ議員の皆様におかれましてはご健康に留意をされ、ご家族共々よい年を迎えられ、くる年もまた町民の幸せの為に活躍くださいますよう、そして変わらぬご支援をお願い申し上げ、挨拶といたします。

この1年間本当にありがとうございました。

◎ 議長挨拶

○議長（能登谷正人君） この際、私からも閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は去る12月12日に開会以来、本日までの4日間にわたり条例改正、各会計補正予算、議員による発議など数多くの議案の上程、また常任委員会や特別委員会からの報告等もありましたが、終始熱心にご審議を賜りまして無事閉会の運びとなりましたことに對しまして、厚くお礼を申し上げます。

改めて議員各位並びに町理事者各位のご協力に對しまして、議長として衷心より感謝を申し上げます。今年の夏は今までに無いほど台風が北海道に上陸、接近し、各地に甚大な被害をもたらしました。特に台風10号は本町の農林水産業に大きな打撃を与えました。本定例会においてその復旧事業費補正予算の専決処分の報告及び追加議案での補正予算があり、全会一致で可決したところでありますが、一日も早い普及・復興を望むものであります。

町長をはじめ理事者側におかれましては、これまで各審議の過程において議員から述べられました意見・提言等につきまして十分に尊重され、今後の町政執行に反映されますよう、お願いを申し上げます。

寒さも一段と厳しくなり、本年も余すところあとわずかとなりました。慌しい年末を迎えますが、この一年間町議会に寄せられました関係各位のご厚情、ご協力に對し深く感謝を申し上げますと共に、議員並びに当局職員皆様におかれましては健康に十分にご留意をいただき、明るい新年をお迎えになられますよう、ご祈念を申し上げます。

今後も町政発展の為、一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、誠に簡単措辞ではありますが、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、平成 28 年第 4 回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 2 時 3 0 分]